



福岡県医発第742号（地）

平成23年 6月18日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

（公印省略）

子ども医療費支給制度の周知について

今般、朝倉市より、平成23年7月1日から現在実施されている「乳幼児医療支給制度」を「子ども医療費支給制度」に変更し、新たに小学生の入院費の一部助成を開始する旨、別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます

つきましては、変更点は下記のとおりでありますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 朝倉市の医療機関については、朝倉医師会等を通じて直接通知がなされておりますことを申し添えます。
- 2) 本制度に関するお問い合わせについては、朝倉市役所 保険年金課
（電話：0946-22-1111（内線 138・139））までご照会ください。

記

【変更点】

○現行

- ・小学生 入院時医療費 3割負担

○改定後（平成23年7月1日より）

- ・小学生 **入院時医療費の一部助成（自己負担限度額を超えて負担した額を助成）**

自己負担限度額：500円／日

3,500円／月（7日間）

※小学生の入院時の医療費については、患者が医療機関へ支払った後に、市役所に申請し払い戻しを受ける「償還払い」となっています。

※小学生の医療証は発行されません。

小郡三井医師会より

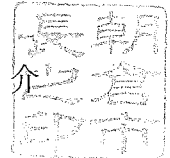
医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽



23朝保年第683号
平成23年6月6日

福岡県医師会
会長 松田 峻一良 様

朝倉市長 森 田 俊



子ども医療費支給制度の周知について（依頼）

日頃より医療費公費負担制度の推進につきましてご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、朝倉市におきましては平成23年7月1日より、現在実施しております乳幼児医療支給制度から子ども医療費支給制度に変更し、新たに小学生の入院費の一部助成を始めます。入院時の医療費について、医療機関への支払いが済んだ後、手続きをする「償還払い」の方法をとります。

朝倉市の医療機関におきましては、朝倉医師会等を通じて7月1日以降の取り扱いについてお知らせをしております。

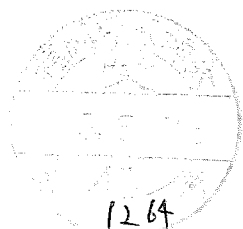
ご多忙中恐れ入りますが、その他医療機関につきまして周知連絡の程、よろしく願いいたします。

<お問い合わせ先>

朝倉市役所 保険年金課

TEL : 0946-22-1111（内線 139）

FAX ; 0946-22-1129



平成23年7月1日より、 小学生の入院にかかる医療費の一部助成がはじまります。

(※小学生の「医療証」は発行しません。)

- ◆ 平成23年7月1日より、朝倉市の乳幼児医療費支給制度が子ども医療費支給制度に変更になり、小学生の入院にかかる医療費の一部助成が始まります。

(ただし、入院時の食事療養費標準負担額や入院室料の差額等は、自己負担となります。医療費が高額の場合は、保険者から交付される「高額療養費限度額適用認定書」を提示ください。)

- ◆ 入院時の医療費のうち自己負担限度額を超えて負担した額を助成します。

自己負担限度額（一つの医療機関ごと）・・・500円/日

月3, 500円限度（7日間）

※小学生の「医療証」は発行しません。

- ◆ **申請受付は、医療機関へ入院費の支払いが済んだ後になります。**

○国民健康保険でない方は、保険者が発行する療養費支給証明書が必要となります。

- ◆ 乳幼児（就学前）については、今までどおりです。受診される時は、必ず健康保険証と「医療証」を病院の窓口に提示ください。

平成23年7月 朝 倉 市

*詳しくは、朝倉市役所保険年金課または朝倉・杷木支所市民福祉係までお尋ねください。

TEL 0946-22-1111 内線 138・139